第10号議案　　（資料10）

令和4年度　高浜市地域交流施設事業計画(案)
（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1　事業の概要

令和元年度より高浜市地域交流施設委託事業を受託、4年目となった。ものづくり工房「あかおにどん」やIT工房「くりっく」とも協働し、学校施設、児童センター等複合施設としてのメリットを生かして運営していく。

令和3年1月より、メインアリーナ等2期施設運用がスタート、供用開始3年目となった。アリーナは、スポーツ施設と公民館施設の運用を有しており、その機能は異なり運用が難しい面もあるが、市民にとってより良い施設、運用になるよう改善し努力する。

2　事業の実施事項

1）具体的な運営管理業務

① **利用申請等受付**　施設利用申請・変更・取消等の受付及び調整を行い、結果を掲示する。

② **地域交流施設等の保全**　利用者が安全かつ快適に利用できるよう日常的な保全活動を行う。

③ **鍵の開閉**　利用開始前に開錠し、利用時間終了後に施錠する。

④ **施設備品類、消耗品類の管理**　施設備品等について適切に管理を行い、破損等の場合は速やかに関係機関に連絡し、指示を受ける。

⑤ **他団体との連携**　複数の団体(高浜小学校・児童センター・あかおにどん・くりっく)が滞在するため、お互いに調整、連携しながら管理を行う。

3　事業の実施内容

貸　室	コロナ対策利用人数目安		貸室の特徴
	会議	運動	
集会室1	12	25	床がマット敷のため、通常の会議利用は可。 水・土・日曜日の9時30分～16時30分は、IT工房「くりっく」が利用。
集会室2	13	27	防音室　集会室2と3は一体利用可。部屋の区切りはパーテーションで、防音壁ではない。 両室で20台ほどの長机が利用可。最大50名程度の会議が可能。 軽度防音であり、大音量だと外へ音が漏れ出すことがあるため、音響利用に制限あり。リズム体操やダンスなどの利用も可。
集会室3	11	22	
和　室	8	16	広さ17畳半の畳敷き。床の間、水屋あり。 「着付け」「日舞」「囲碁・将棋」「活け花」「お茶作法」等に適している。
小学校施設	50		**図工室**　工作台が完備しているので、小規模な工作作業に適している。 土・日曜日の10時～16時は、ものづくり工房「あかおにどん」の利用。
	50		**家庭科室**　調理器具は定められた棚の器具のみ利用可。
	60	40	**多目的室**　通常の会議、ヨガ等軽運動の利用が可能である。
	50		**音楽室**　ピアノ、オーディオセット利用可。
	500	45	**メインアリーナ** 平日17時以降等、小学校の授業時間外には、一般の方も利用可。 屋内スポーツ、レクリエーションの他、移動観覧席があり講演会や発表会などの公民館機能も有している。
サブアリーナ	250	35	屋内スポーツ、レクリエーションなど（フットサル可）
児童センター	20	10	**集会室**　児童センター機能等として使用のため、貸出は月～土曜日は19時以降
	20	10	**多目的室**　児童センター機能等として使用のため、貸出は月～土曜日は19時以降
	35	20	**児童クラブ**　児童クラブ専用室であり、貸出不可
	35	20	**遊戯室**　児童センター機能等として使用のため、貸出は月～土曜日は19時以降

※小学校施設については、平日17時以降等、学校の授業時間外のみ利用可能

4　スタッフ研修

・利用者に安心して利用してもらえるように、防災研修・防火訓練を実施する。
・利用者対応が適切にできるよう接遇に留意し、サービス向上に努める。（器具取扱い等実践研修含む）
・運営上の問題点や、質問に対し、スタッフ会議を実施する。（定期：年3回程度・随時：適宜実施）